第七条第一項第二号中「掲げる業務」の下に「（個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者となることができることを定めている企業型年金の企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金加入者（次号において「個人型年金同時加入制限者」という。）であって、」に改め、「掲げる者」の下に「（以下この条及び第三十六条第四号において「他制度加入者」という。）」を加え、同号ロ中「以下「坑内員等」という。」を削り、同条第二号中「企業型年金加入者」を「個人型年金同時加入制限者」に、「前号イからハまでに掲げる」を「、他制度加入者である」に改め、同条に次の二号を加える。

三　個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの　三万五千円

四　個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの　一万五千五百円

第十五条第一項第一号イ中「ニにおいて」を「ハ及びニにおいて」に改める。

第三十一条第三項第二号中「掲げる業務」の下に「（個人型年金同時加入可能者の企業型年金における個人別管理資産に係るものを除く。）」を加える。

第三十五条　削除

第三十六条第二号中「第二号加入者」の下に「（次号及び第四号において「第二号加入者」という。）であって、次号及び第四号に掲げる者以外のもの」を加え、同条に次の三号を加える。

三　第二号加入者であって、個人型年金同時加入可能者であるもの（次号に掲げる者を除く。）　二万円

四　第二号加入者であって、他制度加入者であるもの又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者であるもの　一万二千円

五　法第六十九条に規定する第三号加入者　二万三千円

第四十四条第一項中「「業務」を「その業務」に、「連合会」と」とあるのは「連合会」を「支払うべき一時金」とあるのは「支払うべき一時金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が支給するものを除く。以下この条において同じ。）」と、「一時金の支払金」と」とあるのは「一時金の支払金」に、「給付（確定拠出年金法」に改める。

第四十九条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第五十九条第一項第一号中「次条第一項第一号ロ」を「次条第一項」に、「において厚生労働省令で定めるところにより計算した」を「における企業型年金の」に改め、同条第三項中「における」の下に「当該企業型年金の」を加える。

第六十条第一項中「附則第三条第一項第五号」を「附則第三条第一項第三号」に、「次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額」を「第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号に掲げる額を控除した額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

二　企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主（企業型年金加入者が企業型年金加入者の掛金を拠出する場合にあっては、事業主及び企業型年金加入者）が拠出することとなっていた掛金であって、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三　法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなっていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなっていた資産であって、請求日が属する月の初日から請求日までの間に移換されたものの額

四　法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあっては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

第六十条第二項中「附則第三条第一項第五号」を「附則第三条第一項第三号」に、「五十万円（同項に規定する継続個人型年金運用指図者にあっては、二十五万円）」を「二十五万円」に改め、同条第三項中「個人別管理資産額」を「当該個人別管理資産額」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法附則第三条第一項第三号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間となるときは、その月は、同号に規定する企業型年金加入者期間及び同号に規定する個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表第十一条第一号の項を次のように改める。

第十一条第一号	企業型年金加入者であって次に掲げる者
	五万千円

第三条第四項の表第十一条第二号の項を次のように改める。

第十一条第二号	二　企業型年金加入者であって前号イからニまでに掲げるもの　二万五千五百円
	三　個人型年金同時加入可能者（企業型年金規約において企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めている企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めていない企業型年金の企業型年金加入者をいう。次号において同じ。）であって、他制度加入者以外のもの　三万五千円
	四　個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの　一万五千五百円

第三条第五項中「第百条の二第一項」を「第百条の二第五項」に、「健康保険組合若しくは」に改め、同条第六項中「改正後確定給付企業年金法施行令」に改め、同条第七項の表以外の部分中「改正後確定拠出年金法施行令」を「確定拠出年金法施行令」に改め、同項の表第二十六条の項の前に次のように加える。

第一条の二	確定給付企業年金（	存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）、確定給付企業年金（
	確定給付企業年金、	存続厚生年金基金、確定給付企業年金、
第九条の二	確定給付企業年金	存続厚生年金基金、確定給付企業年金